

第22回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日時：令和元年8月6日 10:00～11:30

II. 場所：高圧ガス保安協会 第2、3会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：大谷、石崎、瀧澤、大橋、田中、三宅、阿部、近藤、夏目（北野委員代理）

陪席者：竹田（日本容器バルブ工業会）、高橋、宮川（経済産業省）

KHK：福田、加藤、篠原、成宮

IV. 議題：

- (1) 技術基準策定手順書の改正について
- (2) 技術基準整備3ヶ年計画（2019～2021年度）（案）について
- (3) アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125 の改正（軽微な変更）について（報告）
- (4) 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 の改正（軽微な変更）について（報告）
- (5) 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128 の見直しについて
- (6) 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 の見直しについて
- (7) 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150 の見直しについて
- (8) その他

V. 配付資料

- 資料 22-1 移動容器規格委員会委員名簿
- 資料 22-2 第21回移動容器規格委員会議事録
- 資料 22-3 技術基準策定手順書 改正案（新旧対照表）
- 資料 22-4 技術基準整備3ヶ年計画（2019年～2021年度）（案）
- 資料 22-5 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125 の改正（軽微な変更）について（報告）
- 資料 22-6 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 の改正（軽微な変更）について（報告）
- 資料 22-7 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128 の見直しについて
- 資料 22-8-1 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 の見直しについて
- 資料 22-8-2 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 改正案（技術基準比較表）
- 資料 22-8-3 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 引用規格比較表
- 資料 22-9-1 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150 の見直しについて
- 資料 22-9-2 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150 改正案（新旧対照表）
- 資料 22-9-3 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150 引用規格比較表
- 参考資料 1 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128（2014）
- 参考資料 2 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124（2014）

VI. 議事概要

1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局より委員会の成立（委員 11 名（委員代理者含む。）の出席により定足数 8 名以上を満足。）及び欠席委員（石田委員、農頭委員、難波江委員）の報告があった。

2. 技術基準策定手順書の改正について

事務局より、資料 22-3 に基づき技術基準策定手順書の改正について説明があり、改正案について採決を実施したところ、出席委員（委員代理者含む。）の過半数（6 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 技術基準整備 3 ヶ年計画（2019～2021 年度）（案）について

事務局より、資料 22-4 に基づき、2019 年度から 2021 年度における移動容器規格委員会の技術基準整備計画について説明があり、技術基準整備 3 ヶ年計画（2019～2021 年度）（案）について採決を実施したところ、出席委員（委員代理者含む。）の過半数（6 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

4. アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125 の改正（軽微な変更）について （報告）

事務局より、資料 22-5 に基づき、昨年度実施したアセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125 の改正（軽微な変更）について報告があった。

5. 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 の改正（軽微な変更）について （報告）

事務局より、資料 22-6 に基づき、昨年度実施した液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 について報告があった。

6. 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128 の見直しについて

(1) 事務局より、資料 22-7 に基づき、70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128 の見直しについて説明があり、審議を行った。

① 陪席者より、事務局からの説明のとおり、GTR13 及び UNR134 に対応するものが主流となっているため、廃止しても構わないとのコメントがあった。

② 委員より、KHKS 0128 の制定時に日本自動車工業会が作業等を行った経緯もあるため、廃止に当たり、日本自動車工業会にヒアリングを行った方がよいとの意見があった。

(2) 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128 の廃止に係る書面投票の実施、書面投票実施期間(15 日間)及びパブリックコメント実施期間(1 ヶ月)について付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員（委員代理者含む。）の過半数（6 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

[付帯条件]

① KHKS 0128 の廃止について、日本自動車工業会へヒアリングを行うこと。

② 書面投票等で意見があった場合、メール又は委員会を開催して審議を行うかの判断は委員長に一任することとし、審議の後、再度書面投票(15 日間)を実施する。

7. 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 の見直しについて

(1) 事務局より、資料 22-8-1、資料 22-8-2 及び資料 22-8-3 に基づき、高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 の見直しについて説明があった。委員または陪席者からの主な質疑等は以下のとおり。

①KHKS 0124 2.1 に「-40℃での保管及び移動において漏れないものであること。」の規定が追加されたが、その漏れ量の規定はあるのか。

→KHKS 0124 4.6 気密試験に $6\text{cm}^3/\text{h}$ と規定されている。

②-40℃～-20℃での動作の確認は必要ないか。

→ISO10297 でも-40℃～-20℃で確実に動作することまでは求められておらず、保管及び移動において、漏れないことの要求だけにとどまっている。

③気密試験の規定において、試験媒体が空気ガス又は窒素ガスに限定されているが、実ガスで実施することはできないのか。バルブ製造者から実ガスで気密試験を実施する要望はないか。

→バルブ製造者としては、空気ガス又は窒素ガスで気密試験を行うことができれば問題ない。

④気密試験の規定において、「空気ガス」の用語は一般的か。

→現行の KHKS 0124 でも用いている用語である。

⑤KHKS 0124 2.6 d) で、「ISO10156 に規定された酸化力の強いガスに接する部分には酸素ガスとの適合性のない潤滑剤を使用しないこと。」と規定されているが、酸素ガスよりも酸化力の強いガスを充填する容器に装置されるバルブの場合については問題とならないか。

→ISO10297 では、酸素ガスによる事故などを考慮し、酸素ガスに対する適合性を考慮し規格が作成されているようだが、指摘のとおり本規定では、酸素ガスよりも酸化力の強いガスを充填する容器に装置されるバルブの場合はカバーできていない。

→酸素ガスよりも酸化力の強いガスを充填する容器に装置されるバルブについても対応できるように、事務局で表現を見直す。

⑥KHKS 0124 4.3 液圧試験において、試験圧力が最高充填圧力 (FP) の 2.25 倍と規定されているが、現行の 1.8 倍と比べ大きい圧力となったが、大きな圧力を加えることで製品に影響が出るのではないか。

→本試験は、設計確認試験相当の試験であり、本試験を適用した附属品がそのまま製品として流通することはないため問題ない。

⑦FP×4 倍で加圧試験を行うこともあるが、比較すると 2.25 倍は問題ないか。

→FP×4 倍で行う加圧試験は、使用する材料の強度確認が目的であり、本試験とは位置づけが異なる。

⑧KHKS 0124 4.7 g) 1.1) 及び 1.2) の表記について、数字と単位の間スペースがないため修正すること。

→承知した。

⑨KHKS 0124 4.8 断熱圧縮試験において、昇圧時間の記載が「 $0.02^{+0}_{-0.005}$ 秒→0.015～0.02 秒」に修正されたが、現行は公差の表記、改正案は範囲の表記で、改正案ではこの範囲にさらに公差があるように読み取れ、意味合いが異なるように思うが、この表記で問題ないか。

→ISO10297 改正時の議論で、改正案の範囲で試験を行うことができるようにするという情報があったため、改正案の表記で問題ない。

(2) 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 の改正に係る書面投票の実施、書面投票実施期間(15 日間)及びパブリックコメント実施期間(1 ヶ月)について付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員（委員代理者含む。）の過半数（6 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

[付帯条件]

- ①指摘事項を修正し、書面投票の際に修正した箇所を明記すること。
- ②書面投票等で意見があった場合、メール又は委員会を開催して審議を行うかの判断は委員長に一任することとし、審議の後、再度書面投票(15 日間)を実施する。

8. 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150 の見直しの見直しについて

事務局より、資料 22-9-1、資料 22-9-2 及び資料 22-9-3 に基づき、高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150 の見直しについて説明があり、軽微な変更に伴う改正を行うことの採決を実施したところ、出席委員（委員代理者含む。）の過半数（6 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

9. その他

次回の委員会開催については、別途日程調整を行う。

以上